

令和6年度 新潟市上山コミュニティハウスの管理運営について

掲示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。

この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について掲示します。

評価対象の指定管理者	上山コミュニティハウス管理運営委員会
評価対象の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

1.施設サービス提供 (施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか)

※1 ※2

評価項目	評価	新潟市中央区役所地域課コメント欄
1 利用時間等	○	B 利用の承認、案内等の業務や利用者への接遇について、適切かつ良好なサービスを提供しています。 意見箱の設置や利用者アンケート、定期利用代表者会議の開催など、利用者ニーズの聴取に努めています。
2 適正な人員配置	○	
3 施設の貸出	○	
4 管理運営に関する基本方針	○	
5 案内等の対応と接遇	○	
6 要望や苦情等への対応	◎	
7 緊急体制(事故、救急等)	○	

2.事業 (施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか)

評価項目	評価	新潟市中央区役所地域課コメント欄
1 地域貢献活動	◎	A コミ協をはじめとする地域団体の活動拠点として活発に利用されています。
2 情報提供	○	
3 サービス向上の観点	◎	

3.施設の管理 (施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等)

評価項目	評価	新潟市中央区役所地域課コメント欄
1 建物保守管理等	○	B 定期的に施設の安全確認を行い、必要に応じて市に報告するなど適切に管理を行っています。 消防訓練を2回実施し、災害時等に備えています。
2 個人情報保護	○	
3 備品等の管理	○	
4 清掃・警備等	○	
5 修繕	○	
6 再委託	○	
7 災害等への対応	○	
8 関係団体・地域との連絡調整	◎	
9 管理記録	○	

4.歳入歳出 (協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか)

評価項目	評価	新潟市中央区役所地域課コメント欄
1 管理経費等の縮減	◎	A 不要電灯の消灯など経費の削減に取り組んでいます。
2 利用料金	○	
3 利用者増等	◎	

5.総合評価 (上記の1から4を踏まえての総合評価)

指定管理者である上山コミュニティハウス管理運営委員会は、地域の自治会・町内会や関係団体から選出された代表者で構成されており、地域に密着した団体です。

会議やアンケートを通じて利用者から意見聴取をしながら、サービス向上への取り組みや事業の見直しを行っています。稼働率は市内のコミュニティハウスのなかでも高い数字となっています。

地域コミュニティ活動の拠点施設としての役割を果たしているため、指定管理者として優良と評価します。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。

○ :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。

△ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。

× :仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1. 施設サービス提供」～「4. 歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。

B :全ての項目が「○」以上である場合。

C :「△」の項目が1つでもある場合。

D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 中央区役所地域課 地域振興グループ 025-223-7025(直通)